

時代の変化に対応する「人づくり」「つながりづくり」

提 言 書

令和5年3月

秋田県社会教育委員の会議

はじめに

中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の期間の社会教育振興の基本的な計画として公表された。その答申では、社会教育の意義と果たすべき役割として「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であること、今後の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」を目指すことが示された。

令和4年8月には、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」が、中央教育審議会生涯学習分科会から示された。この分科会では、これまでの社会的な変化も踏まえ、次期教育振興基本計画の策定にも資するよう、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にしており、「生涯学習・社会教育の基本的な役割」「ウェルビーイングの実現」「地域コミュニティの基盤としての役割」「社会的包摂の実現を図る役割」の4つの役割を挙げている。

本県においては、令和4年3月に「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」が公表され、4年間で創造する“元気”として、「強靱化(レジリエンス)」「持続可能性(サステナビリティ)」「存在感(プレゼンス)」「多様性(ダイバーシティ)」を掲げている。特に、「多様性(ダイバーシティ)」では、「県民一人ひとりの活躍の推進」「あらゆる差別の解消」「多様な人材の育成」などに取り組むことにより、“元気”を創造することとしており、社会教育の推進への期待がより高まることが考えられる。なお、このプランは、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間で推進期間とする「第2期あきた未来総合戦略」を統合する形で示された。

以上のことに加えて、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」の各施策・目標等に鑑み、今期の秋田県社会教育委員の会議では、令和3年度・4年度の提言のテーマを「時代の変化に対応する『人づくり』『つながりづくり』」と設定した。

本提言の実現により、本県の社会教育行政と各市町村における取組の更なる充実に資することを祈念する。

時代の変化に対応する「人づくり」「つながりづくり」

1 社会状況の変化

◇新型コロナウイルス感染症拡大

世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大により、「新しい生活様式」の実践が提唱され、一人一人の日常生活から働き方、地域との関わり方に至るまで、「生き方」そのものを見直すことが求められるようになった。また、これまでの「つながり方」「集い方」「学び方」にも変化が生じ、対応が求められている。さらに、オンライン化の浸透により、デジタルツールの活用は老若男女を問わず必須の知識・技能となっている。

◇持続可能で安全・安心に暮らせる社会の実現

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)として、17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標が掲げられている。この目標は、誰一人取り残さない「包摂性」、全てのステークホルダー*が役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」が特徴とされており、目標3では「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」こと、目標4では「全ての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。

◇人生100年時代*の到来

社会の構造的な変容に対応するため、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が増大している。人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、特に、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で「学校教育以外の学び」の重要性が再認識されている。

< *の説明 >

【ステークホルダー】

企業組織等において、利害関係者全てを指す言葉。

【人生100年時代】

リンダ・グラットン氏、アンドリュー・スコット氏の著書「LIFE SHIFT (ライフ・シフト) 100年時代の人生戦略」の中で提唱された言葉。これまでの人生設計は「教育・仕事・老後」の3段階が一般的であったが、100歳まで生きることが一般化する社会では、年齢による区切りがなくなり、人生の選択肢が多様化すると予想している。

◇価値観の多様化

人口減少、少子高齢化、つながりの希薄化、情報化の進展、グローバル化、人生100年時代など、変化の激しい時代となり、これまで我々が常識と考え共有してきた価値観が、より一層多様化してきている。また、地域課題についても画一的なものではなく、地域ごとに異なっている。さらに、学校や教員は、複雑化・多様化した課題を抱え、教員の専門性だけでは対応に苦慮したり、個別の対応では十分な成果が得られなかったりする事例が増加しており、その結果、教員が授業準備や教材研究等に十分な時間を割くことができないという実態がある。

◇自治的・民主的な住民の社会参画

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においては、学校と地域住民等が連携・協働し、相互にパートナーとして、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要とされている。学校と地域住民が一体となり、いわば学びを支える地域コミュニティとしての結び付きを強めていくことは、「社会に開かれた教育課程の実現」という側面から学校教育を支えるだけではなく、社会教育の振興を図る上でも、自治的・民主的な住民としての社会参画を進める上でも極めて重要である。

— 関係リソース(資源) —

- ★学校・家庭・地域連携総合推進事業
- ★社会教育施設環境整備事業、社会教育施設機能強化整備事業
- ★“あい”で見守る！あんしんネット構築事業
- ★教育機関におけるデジタル化推進事業
- ★ミュージアム活性化事業
- ★秋田型教育留学推進事業
- ★障害者の生涯学習支援モデル事業
- ★ニューノーマルに対応した体験活動構築事業
- ★つながり、広げる子どもの読書応援事業
- ★メタバース×MUSEUMあきた構築事業
- ★社会教育主事講習、社会教育主事有資格者養成事業
- ★障害者サポーター養成事業
- ★生涯学習・社会教育関係職員研修
- ★地域学校協働活動推進員・地域連携担当教職員等研修
- ★家庭教育支援指導者等研修
- ★生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」
- ★社会教育主事、社会教育士

2 テーマに係る本県の現状

◇人口の状況(『2022年(令和4年)秋田県の人口』秋田県年齢別人口流動調査報告書)から)

本県では、人口の減少とともに少子高齢化が進んでいる。年間1万人を超える人口減少が続いており、平成29年4月には戦後初めて人口が100万人を割り込んだ。

令和4年10月1日現在における秋田県の総人口は、929,915人で前年に比べ14,959人減少した。県の総人口は、調査開始翌年の昭和57年から15歳未満人口が減少を続ける一方で、65歳以上人口が増加する傾向にある。

総人口を年齢3区分別にみると、次のとおりである。

3区分	15歳未満人口(割合)	15～64歳人口(割合)	65歳以上人口(割合)
人口	86,502人(9.3%)	484,454人(52.1%)	358,959人(38.6%)
前年同月比	-3,402人	-10,919人	-647人

生産活動の中核を担っている15～64歳人口が、平成26年に60万人を切った後も減少し、令和4年までの8年間で約10万人の減少となった。

◇児童生徒数、学校数の状況(「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」から)

児童生徒数は、少子化の進行により、平成2年度から令和元年度までの30年間で5割以上減少している。また、学校数は2/3程度に減少している。これまで学校の統廃合が進められてきたが、学校は小規模化してきており、1校当たりの児童生徒数は、平成2年度に比べ、小学校で77.2%、中学校で55.5%、高校で57.1%となっている。

◇特別な支援を必要とする児童生徒の状況(「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」から)

近年、特別支援学校又は特別支援学級に在籍、又は通級指導教室を利用する児童生徒及び通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒数が増加の傾向にある。また、高等学校にも学習や諸活動に困難をきたす生徒が在籍している。

◇地域との連携の状況(「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」から)

学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動の支援、放課後の支援、学校行事の運営等の活動へ参加している保護者や地域の人々の割合は、小学校で95.4%(全国比-2.3)、中学校で93.1%(全国比+2.7)となっている。地域学校協働活動やコミュニティ・スクール等の仕組みを生かし、保護者や地域の人との協働による活動を行っている学校の割合は、小学校で71.5%(全国比-1.3)、中学校で70.7%(全国比+10.0)となっている。また、保護者や地域の人との協働による取組が学校の教育水準の向上に効果があった(「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している割合は、小学校、中学校ともに90%を超えている。

◇家庭教育の状況(「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」から)

家庭を取り巻く環境は、全国的にみても年々大きく変化し、課題もより多様化、複雑化

している傾向にある。本県では、保護者の意識と実態を把握するために、平成24年度に行った「家庭教育に関する調査」と同様の調査を令和元年度に実施した。

「子どもを取り巻く環境についてどのように感じるか」との問いには、「良い」「どちらかといえば良い」との回答が、前回の60%から73%へと増加しており、これまでの取組の成果がうかがえる。一方、子どもを取り巻く環境が「良くない」と思う理由として、子どもの安全が脅かされている(+4.9)、ネット犯罪の危機にさらされている(+13.2)、遊ぶ環境が豊かでない(+2.5)、子どもに接する時間が十分とれない(+6.1)など、現代的課題と関連する回答が増加している。また、「家庭教育について行政の支援は必要か」との問いには、「思う」「ある程度思う」との回答が74.5%となっており、多くの保護者が行政の支援を必要としていることが分かる。

◇社会教育関係職員の状況(「秋田県の生涯学習・文化財保護－施策の概要－」から)

本県の各市町村における社会教育関係職員数は、市町村合併が行われた平成18年度以降、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移している。市町村教育委員会において発令されている社会教育主事*数も大きな増減はないが、未発令市町村の解消には至っていない(令和4年11月現在 未発令市町村数3)。

社会教育主事有資格教員については、今後10年間で多くの有資格教員が退職し、計画的な人材育成を行わなければ現在の1/3以下(令和3年度の227名が10年後には77名程度)になるという試算があり、今後は、発令のために必要な職員数の確保が困難になることが予想されている。

◇県内の公民館数の推移(「秋田県の生涯学習・文化財保護－施策の概要－」から)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。本県の各市町村の公民館においては、平成29年の特例措置により、市町村教育委員会の所管から市町村長部局へ所管替えする事例が増えてきている。

< *の説明 >

【社会教育主事】

社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員。地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通じ、地域住民の支援を行う。

3 課題

○デジタル化の遅れ・未整備

- ・社会教育施設のICT環境を整備すること
- ・ICT機器を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差を解消すること
- ・オンライン化の流れに対応できない住民の学びの孤立を防ぐこと

○公民館機能の低下

- ・公民館職員や指導系職員(公民館主事)を適正に配置すること
- ・行政課題や地域課題に対応した施策の企画・立案・実施へ、民間の知識や経験を活用すること
- ・多様な主体との連携・協働を推進すること

○地域社会のつながりや支え合いの希薄化

- ・つながりづくり・地域づくりに対する地域住民の当事者意識を醸成すること
- ・人と人とのつながり方の多様化に対応すること
- ・地域福祉やまちづくり、人材養成等、関連する施策を効果的に活用すること

○多様性に満ちた社会づくり

- ・年齢や障害の有無等を問わず、誰もが交流できる多世代交流の場を創出すること
- ・差別解消等に関わる教育を充実させると、行政職員等に対する研修を実施すること
- ・県民や事業者等の理解を促進すること
- ・関係団体等が情報を共有することと、連携体制を構築すること

○人口減少、少子高齢化

- ・特定分野を担う人材を確保することと、その人材が気概や熱意をもって地域づくりに主体的に取り組むこと
- ・高齢者の活躍の場を創出することと、生きがいづくりにつながる施策を推進すること
- ・特定の人物に複数の役割が求められる現状を改善すること

○若者・高齢者・子育て世帯等の孤立化

- ・異なる世代が社会参加活動等を共有する場を創出すること
- ・地域づくりの一員としての経験を積んだり、社会に必要とされたりすることで、生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会を実現するための施策を実行すること
- ・保護者が気軽に相談できる、家庭教育支援の場を創出すること

4 取組の方向性と具体的な方策

本県の現状や社会をめぐる状況の変化を踏まえ、本提言のテーマである「時代の変化に対応する『人づくり』『つながりづくり』」における課題解決を図るため、今後取り組むべき方向性と具体的な方策を提言する。

(1) 「予測困難な時代*における学び」について ※「人づくり」の視点

新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした新しい生活様式や差別意識の存在などを乗り越えていくため、豊かな自然環境や教育資源などを生かして、首都圏・大都市ではなく秋田県だからこそできることを見いだす必要がある。また、現状に鑑みて「何ができるか」「どうすればできるか」の視点を持ち、今後の緊急事態においても学びを止めないための社会教育施策を立案する必要がある。

そこで、コロナ禍における取組を通して明らかとなった成果と課題をまとめ、どのような状況下にあっても、学びを止めず「人づくり」を推進していくために、次の提言をする。

<提言 1>

新たな学びの姿の創出を推進すること

令和2年度に入り、緊急事態宣言の発出や新しい生活様式の提唱などにより、それまで当然のように行っていた対面型・集合型の社会教育活動を止めざるを得なくなり、計画・実施していた会議や研修会は、軒並み中止や書面開催への変更を余儀なくされた。

この影響は生涯学習・社会教育の分野にとどまらず、学校教育も同様の影響を受けることとなり、文部科学省は数年掛けての実施を見通していた1人1台端末の配付を加速させ、オンラインによる学びの形を整え始めた。しかし、生涯学習・社会教育の分野では直ちにその手法をとることは難しく、個々のデジタル化への対応に任せられることとなった。厳しい状況ではあったが、生涯学習・社会教育の推進を止めることがないように、「何ができるか」「どうすればできるか」を念頭に置きながら、会議や研修会をオンライン方式に切り替えるための準備を進めてきた。

オンライン方式での実施は、配信側の運営・操作技術が必要であるのはもちろん、受信側の状況が整っているかが重要なポイントとなる。加えて、生涯学習・社会教育関係者は若い世代の割合が低く、どちらかというところICT関連の知識や技術が不足している年代が多いことも課題であった。また、オンライン方式での会議や研修会等実施の回数を重ねるにつれて、メリットとデメリットの両面が見え始めた。メリットとしては、「感染症の拡大防止」や「旅費や移動時間の削減」などが挙げられ、デメリットとしては、「協議や学び等の質の低下」や「人と人とのつながりの希薄化」などが挙げられる。

< *の説明 >

【予測困難な時代】

新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な現代を指す言葉。

これまでの経験や知見を生かしながら、どのような状況下にあっても学びを止めず「人づくり」を推進していくための方策を取り続けていくべきである。

<具体的な方策>

○「人づくり」の基盤となるデジタル化への対応

・「デジタル(オンライン)」と「リアル(対面)」の効果的な活用

オンライン方式での会議や研修会等の効果については、この方式がまだ発展途中なことに加え、「何をねらいとした会議・研修であるのか」や「オンライン方式の形態、参加者の自ら学ぶ姿勢が身に付いているかどうか」などによって、満足度や学習・研修の効果が異なってくるため、現時点では明確に数値化はできず、その効果的な活用については、今後改善されていく段階と言える。

デジタル化が進展する社会においても、人々がリアルに集うことができる場所が担う役割は重要であり、オンラインにより講座等を受講できる機会を増やすこととともに、参加者同士が対面によりつながりをもてる機会を増やすことが求められる。ポストコロナ期*においては、オンライン方式のメリットを最大限生かしつつ、会議や研修会等の趣旨・内容によっては、集合型やハイブリッド方式*での開催を行っていくべきである。

・教育機関のデジタル化の推進

博物館や美術館等においては、本来は施設への来館を通して、実物を見て、触れることで豊かな心と感性を育んでもらうことを重視している。しかし、ポストコロナ期においては、VR*やAR*といった最新のデジタル技術も活用した多様なアプローチを取り入れることにより、居住する場所や年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがどこでも楽しめる施設を目指すべきである。

県内外から多くの集客を見込める博物館や美術館等には、より魅力のある展覧会やイベントの開催により、地域の賑わいや活力づくりの一翼を担う役割を期待したい。

<*の説明>

【ポストコロナ期】

コロナ禍の後のことを指す言葉。アフターコロナと同意で使われることも多い。

【ハイブリッド方式】

二つの異なる仕組みや技術を組み合わせた方式。ここでは、オンライン方式とサテライト会場を設置するなどした集合型の両方を組み合わせた会議や研修会等の実施方式を指す。

【VR】

Virtual Reality(バーチャル・リアリティ、仮想現実)の略。コンピューターによって作られた仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できる技術。

【AR】

Augmented Reality(アグメンティッド・リアリティ、拡張現実感)の略。ありのままに知覚される情報に、デジタル合成などによって作られた情報を付加し、人間の現実認識を強化する技術。

図書館においては、令和3年の著作権法の一部改正を受けて、図書館等による図書館資料のメール送信等が可能となったことなども踏まえ、著作物の権利者や関連産業の発展にも配慮しつつ、地域住民の更なる自主的な学習を支援する機能を高めていくべきである。また、障害者等が利用しやすい書籍の充実や公共図書館、点字図書館、学校図書館等の一層の連携により、視覚障害者等の読書環境の整備を図ることも重要である。

・デジタルデバイド*の解消に係る取組の推進

限られた予算の中で、デジタル化に対応できる環境や機器の整備等を進めるには時間が必要であるが、デジタルデバイドの解消に係る取組を推進することで、対応可能な人材を増やしていくことは可能であり、今後の更なるデジタル化に順応していくために必要なことである。

社会教育行政においても、高齢者等を対象にしたデジタル社会への理解促進や、不安感を取り除く機会の提供等により、デジタルデバイドの解消に努めていくべきである。

・安全・安心な利用環境の整備

コロナ禍に加速したデジタル化は、オンラインによる学習・交流の機会の拡大等、大きなメリットを生み出したが、デメリットの部分も浮き彫りとなった。首都圏では、配付された端末上でのいじめが要因と考えられる自殺に関する事案が発生したり、新型コロナウイルス感染症陽性者や医療関係者等への誹謗中傷がインターネット上に投稿されたりした。このような状況下で、デジタルデバイドの解消と同時に、インターネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから県民を守り、利用者がインターネットを健全に利用できるよう、安全・安心な利用環境を整えていくべきである。

○公民館等の社会教育施設の機能強化

公民館等の社会教育施設を活用した地域の教育力向上を図るためには、社会的包摂*の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化するとともに、地域住民の意向が運営に取り入れられるようにすることなどにより社会教育施設の機能強化を図ることが重要である。

これまでも、個人の要望に応える社会教育施設から、地域課題や現代的課題に資する社会教育施設への転換が唱えられてきたが、この転換期に社会教育施設を所管する行政側が具体的な取組を進めていくべきである。

< *の説明 >

【デジタルデバイド】

情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差。

【社会的包摂】

社会的に弱い立場にある人々も含め、住民一人一人を排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方。

○自治的・民主的な住民の育成

グローバル化やデジタル化の波が日常生活レベルにも及び、浸透してきたことに伴い、社会の大きな変動の影響が、個人にも一層直接的に及ぶようになってきている。このような社会においては、住民一人一人に、行政による対応の客体としてではなく、自治的・民主的な住民の一員としての社会参画と主体的な判断・行動が求められる。その意味でも地域における社会教育を通じて、また、実際の社会参画を通じて、住民一人一人が、必要な資質等を身に付けていく必要性があり、部局横断や関係団体との連携・協働により施策を推進していくべきである。

○新たな体験活動の形態や機会の創出

体験活動は、子どもたちにとって、変化の激しい未来社会を生き抜いていく上で必要となる自律性や協働性、創造性等の豊かな心の育成に資する有用な活動であるにもかかわらず、コロナ禍においては、行動制限が求められたり、屋内に限らず屋外での活動でもソーシャルディスタンスが推奨されたりしたことにより、十分な機会を保障することができなかつた。

そこで、少年自然の家等の環境・体制整備を行うと同時に、体験活動プログラムを社会の様々な変化等に対応できる充実したものにするために、ハード・ソフト両面での充実につながる取組を進めていくべきである。

○「新たな学び」を支える人材の育成

社会の様々な変化等に対応するためには、多様な分野における学習活動を支援したり、「人づくり」や「つながりづくり」に携わったりするための、専門的な知見を有した人材の育成が重要となっている。

本県においては、社会教育主事の発令がなされていない教育委員会があったり、有資格者が首長部局等に配置されたりしている市町村がある。社会教育主事に求められる、コーディネート能力、プレゼンテーション能力、ファシリテーション能力は、「新たな学び」を支えるために必要な能力であり、有資格者の計画的な養成と配置が必要である。

また、社会教育行政に必要な専門性が教職の専門性と多くの部分で一致しているため、教員籍の社会教育主事の配置には、大きな効果が期待できる。したがって、社会教育主事有資格者養成事業*を継続し、計画的に有資格教員を養成していくべきであり、身に付けた能力や知見は、「社会に開かれた教育課程」や「地域とともにある学校づくり」の実現に資するものであると考える。社会教育主事講習を、教員の実践的指導力向上期における必修研修に位置付けたり、教員採用試験や管理職登用にかかる考慮条件としたりすることも検討に値するものとする。

< *の説明 >

【社会教育主事有資格者養成事業】

本県における今後の社会教育行政を担う専門的教育職員（社会教育主事）となる社会教育主事有資格教員を確保していくため、県内各地区、各年齢層及び各校種にバランスよく社会教育主事の資格をもつ若手教員を養成する事業。

(2) 「多様性に満ちた社会づくり」について ※「つながりづくり」の視点

生涯学習は「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができるものである。それを具現化するのが社会教育であり、共生社会*の実現に大きな役割を果たすことが求められる。また、社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしてきた。

共生社会の実現を目指す上で、社会参画に制約が生じる貧困の状況にある子ども、外国人、障害のある方やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者などを含め、誰一人取り残すことのない社会的包摂の実現に向け、関係機関との連携やICTの利用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが重要である。その際、社会参画に制約のある方を対象とした学習機会の充実を図ることのみならず、内容に応じてそれ以外の方々も含め共に学ぶことができる場の充実や環境の整備を図ることも重要である。

そこで、「いつでも、どこでも、だれでも」、そして「何度でも」学ぶことができる生涯学習の再構築を進めるために、次の提言をする。

<提言 2>

誰一人取り残さない社会の実現に資する生涯学習・社会教育を推進すること

平成28年4月の障害者差別解消法の施行や、平成29年4月の特別支援教育の生涯学習化に関する文部科学大臣メッセージなどを契機として、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務となっている。

県生涯学習センターが、県内の特別支援学校高等部生徒の保護者と、特別支援学校高等部卒業生の保護者を対象に行った『障害者の生涯学習』に関するニーズ調査(令和3年3月)では、次のような調査結果が明らかになっている。

- ・『共に生きる社会』になるために、障害のある方の生涯学習の機会が必要か」という問いに対して、「そう思う」「まあそう思う」の回答を合わせると94%であった。(全国：81.1%(平成30年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」))
- ・「お子さんが、生涯学習で続けていることは何か」という問いに対して、「特になし」という回答が50.1%で選択肢の中で最も多かった。

この調査により、「学ばせたい」という意欲が全国の調査結果よりも高いことが明らかとなり、生涯学習に関して前向きな意見が多いことも分かった。

県教育庁生涯学習課が行った「令和3年度障害者のための生涯学習支援に係る実態調査」では、17市町村が障害者を対象とした生涯学習の講座やイベント等を実施しているとの回答だった。結果としては7割近くの市町村が取り組んでいることになる

< *の説明 >

【共生社会】

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

が、実際は「障害の有無によって参加を断ることはない」という主旨の回答が多く、障害のある方が一般の方と一緒に講座やイベント等に参加している事例は多くないと考えられる。また、障害者を対象とした生涯学習講座を実施している市町村は、4市町村にとどまっており、障害のある方や保護者にとって、十分な受け皿が整っているとは言い難い。

ここまでは障害者の生涯学習に関して本県の現状に触れてきたが、貧困の状況にある子ども、外国人、社会的に孤立しがちな若者や高齢者に関しても同じような状況にあると考えられることから、誰一人取り残さない社会の実現に資する生涯学習・社会教育を推進するための方策を取り続けていくべきである。

<具体的な方策>

○地域課題や現代的課題の分析・設定

生涯学習・社会教育については、「令和4年度県民意識調査報告書」での重要課題としては低い位置にある。ある市での意識調査でも、「満足度」は高いが「重要度」が低い傾向にあった。「生涯学習・社会教育に関することよりも、就労や子育て、介護・福祉等のほうが重要だ」「生涯学習・社会教育にはあまり関わっていない」等、要因は様々なことが考えられるが、その一つとして「生涯学習・社会教育の取組が個人の要望に応えるものに偏っている」ことが挙げられる。社会教育施設で行われる講座や教室等が趣味的な内容のものであったり、参加者が固定化したりして、多様な住民が関わる機会が薄れてはいないだろうか。

教育基本法には、社会教育は「個人の要望や社会の要請にこたえ」と記されており、そのバランスをとることが重要であると考えられる。先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代において、地域課題や現代的課題を見だし、世代も立場も違う住民が新たなつながりをつくりながら、住民の当事者意識を醸成し、その解決に資する社会教育施策に取り組んでいくべきである。

○部局横断、民間との連携・協働による事業展開

誰一人取り残さない社会の実現へ向けた取組や事業には、多くの障壁が存在する。個人情報保護やプライバシーの侵害、人権侵害、施設のバリアフリー化等、一朝一夕で解決できるものではない事項ではあるが、これまでも困難を抱える方々への支援は行われてきた。しかし、問題点は、部局や教育委員会、民間等が単体で事業を実施してきた点にあると考える。

現在行っている地域住民への活動支援をそのままに、新たな取組や事業を立ち上げ、実施していくには、人的・物的・知的に限界があるのは当然のことである。したがって、これまで行ってきた支援に関わる人同士がつながり合い、それぞれの強みを生かし合いながら新たな取組や事業に向かっていくことが必要である。

本県においては、長年にわたって生涯学習・社会教育の分野で活動を行ってきた様々な

社会教育団体が存在しており、これまでも行政と連携しながら事業を展開してきた経緯がある。各団体では時代の変化に対応し、組織や活動内容を変革すべく模索を続けており、共に課題解決に向かうパートナーとして引き続き存在感を発揮できるよう、行政からの適切な支援が求められる。

事業を展開する際は、他の社会教育施設や県・市町村の担当部局、地域の高等教育機関、NPO等と連携して行ったり、地域の高校生・大学生等の参画を得られるよう学校と連携して行ったりするなど、社会教育施設と他機関との連携を一層推進していくべきである。

○障害者の生涯学習支援モデル事業*の更なる充実

障害のある方々は、在学中は多様な学習活動の機会を得られるが、学校卒業後にそのような機会を十分に得ることが困難な状況にあることは、前述の生涯学習支援に係る実態調査の結果からも明らかである。

このような状況等を踏まえ、本県では、障害者の多様な学習活動を総合的に支援するため、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する調査研究を実施している。平成30年度から文部科学省の委託を受け、学校から社会への移行期における障害者の生涯学習活動をテーマに、「求められる学習内容は何か」「どのような体制で実施すべきか」等について、パイロット事業等を通じて調査研究を行うなど、より効果的な取組を研究してきた。

令和2年度からの3年間は、県教育庁生涯学習課が中心となり、地域連携コンソーシアム*を形成したり、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」秋田大会*を開催したりした。また、令和4年度は、パイロット事業先として6つの委託団体と秋田大学においてモデル講座等を実施してきた。

県内25市町村において、障害の有無に関わらず参加できる講座の開催を目指しているが、この取組の県民への周知・普及には課題も多く、今後も障害者の生涯学習に係る取組を充実させていくべきである。

< *の説明 >

【障害者の生涯学習支援モデル事業】

学校卒業後の障害者の学びの場を拡充するため、県が社会福祉法人や障害者支援団体、大学等の高等教育機関との連携・協力の下、持続可能な学びの支援の実現を図る。

【地域連携コンソーシアム】

持続可能な障害者の生涯学習を推進する体制をつくることをねらいとして、大学等の高等教育機関や社会福祉法人、NPO団体等が連携していくための協議体。

【「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」秋田大会】

「障害者の生涯学習」の推進に向けて、障害理解の促進や障害者の学びの場における担い手の育成等について、基本的な考え方や先進事例等を共有するための大会。

○高齢者教育に係る社会教育計画等への記載と取組の推進

「令和4年度県民意識調査報告書」では、次のような調査結果が示されている。

60歳以上の方への「あなたは、令和3年度に仕事や社会活動等(趣味や健康づくり、生涯学習を含む)を行いましたか」という問いでは、全体では、「行った」の割合が、58.9%で、「行っていない」の割合が39.2%であった。年代別では、「行った」の割合が、60歳代で64.5%と70歳以上よりも高かった。高年齢者雇用安定法による退職年齢の引き上げも努力義務化され、「退職」を仕事や社会活動のゴールとしていたライフスタイルが変化してきている。また、高齢化率が38.6%と上昇傾向にあり全国最高となっている本県においては、各市町村の生涯学習・社会教育計画等に、「高齢者教育」や「高齢者向けの講座」等の内容を盛り込む自治体が多くなってきた。

全国のすう勢を上回る人口減少と高齢化が課題となっている本県においては、高齢者を学習者として取り込む施策を進めるだけでなく、多くの経験と知見を有した高齢者を、地域課題を解決する有益な地域人材として位置付け、施策を進めていくべきである。

○家庭教育支援チーム*の設置と取組の拡充

家庭を取り巻く環境は、全国的に見ても年々大きく変化し、課題もより多様化、複雑化している傾向にある。家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇する傾向にある。また、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえると、子どもの社会性や自立心等の「育ち」をめぐる課題に社会全体で向き合い、「親子の育ち」を支えていくことの重要性が増している。このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいなかったといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。

「令和3年度子育て支援に関するアンケート調査報告書」(令和3年9月秋田県)では、「子育てに関して日ごろ悩んでいることや不安なこと」として、「育児の方法・子どもとの接し方について」の割合が最も高く、次いで「子どもの病気や発達に関すること」「子どもとの時間が十分にとれないこと」「仕事ややりたいことが十分にできないこと」が続いている。「子育てに関する悩みや不安などの相談先」については、「配偶者・パートナー」の割合が最も高く、次いで「その他の家族・親族」となっている。

そのような中、「家庭教育支援チーム」は、県内の9市町村で16チームの設置にとどまっている。それぞれのチームが、メンバーや地域の強みを生かして家庭教育支援に取り組んではいらるものの、今後更にチーム数が増加したり、取組の事例が増えたりすることで、全県的な家庭教育支援の充実につながるものと考えられる。人材育成を進めながら、家庭教育支援チームの設置について各市町村に働き掛けていくべきである。

< *の説明 >

【家庭教育支援チーム】

地域人材が家庭教育に関する学習機会等の提供や相談活動を行い、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを推進するために設置されるチーム。

<参考> 「誰もが活躍することができる地域づくり」～前提言に係る事例～

○地域学校協働活動の体制強化

・「地域学校協働活動推進員*」及び「統括的な地域学校協働活動推進員*」の委嘱状況
学校支援を中心とする協働活動、放課後子ども教室、あきた未来塾等をコーディネートする「地域学校協働活動推進員」及び「統括的な地域学校協働活動推進員」の市町村教育委員会における委嘱の状況については次のとおりである。

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地域学校協働活動推進員(名)	194	164	149	107	63
統括的な地域学校協働活動推進員(名)	8	7	4	3	1

「地域学校協働活動推進員」については、平成30年度63名の委嘱であったが、令和4年度には194名に、「統括的な地域学校協働活動推進員」については、平成30年度1市1名の委嘱であったが、令和4年度には8市町8名となっている。

今後も、地域学校協働活動が持続可能な体制として地域に根ざしたものになるように、行政から地域にその任を委ねる重要性を伝えながら、推進員の委嘱を市町村教育委員会へ働き掛けていく必要がある。

・コミュニティ・スクール*の機能を生かした地域学校協働活動の事例

本県においては24市町村が地域学校協働本部を設置している。また、コミュニティ・スクール(以下、CS)の導入状況は、公立学校の導入率が61.8%(令和4年5月1日現在)であり、全国の導入率である33.3%を上回っている。しかし、本県の県立学校に限っては4校の導入にとどまっている。

本提言では、今後の県内における取組の参考とすべく、県内におけるCSの機能を生かした地域学校協働活動の2つの事例を掲載する。

< *の説明 >

【地域学校協働活動推進員】

地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者(社会教育法第9条の7)。

【統括的な地域学校協働活動推進員】

地域学校協働活動推進員に含まれるもので、域内全域の地域学校協働活動を推進する上で、各地域の規模や取組の進捗状況に応じてより広域的な視点から対応する者。

【コミュニティ・スクール】

学校運営協議会を設置した学校であり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

【事例Ⅰ】北秋田市立鷹巣小学校

取組名	地域学校協働活動推進員が核となり地域と協働した「ふるさと教育・キャリア教育」の推進
学校運営協議会 設置年月日	鷹巣小学校学校運営協議会 令和2年(2020年)4月1日
地域学校協働本部	鷹巣地域学校協働本部
取組の背景	鷹巣小学校では、学校教育目標「豊かな心、確かな学力、すこやかな体の子どもの育成」の下、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育・キャリア教育」を実践課題とし、地域と連携した教育活動に取り組んでいる。学校運営協議会導入時には、「本校の取組が地域に伝わっていないため、開かれた学校づくりが十分に行われていない」「学校に協力したいと思っても、その機会が少ない」「少子高齢化が急速に進み、地域の産業や文化が継承されにくくなっている」という課題が挙げられた。
目標や目指す姿	学校：「ふるさと教育・キャリア教育」の実践を土台に未来を生き抜く力を育む 地域：地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境づくり ～地域と学校が共に手を携えて～
効果的な運営の工夫	実効性のある協議にするために、学校運営協議会委員には前期・後期学校評価結果(児童・保護者・教職員が評価)を事前に配付し、各自の意見を準備して会議に臨んでいただいている。また、常時、学校の様子を学校報等を通して伝えている。学校運営協議会での協議内容、地域学校協働活動の様子や児童及び地域ボランティアの感想については、随時、学年通信、学校報、HP及びPTA会報等で保護者等への周知を図っている。 学校運営協議会委員からは、学校と地域がつながる活動の充実に関する意見が多く、協議を通して様々なアイデアや支援・協力が得られる学校運営協議会となっている。

委員の立場や属性、委員数、学校運営協議会の開催数	委員は、地域学校協働活動推進員や保護者・PTA関係者、民生児童委員、放課後児童クラブ関係者、商工会・観光協会関係者、子ども見守り隊、元校長、子ども会育成連合会などの11名で構成しており、学校運営協議会を年3回開催している。
人材の関わり	地域学校協働活動推進員1名が、学校運営協議会委員を兼務
学校運営協議会委員選出の視点	日頃教育活動に関わったり、地域活動に携わったりしている各団体のリーダー。学校運営協議会での協議内容を地域学校協働活動に反映させることができる人材(推進員・地域ボランティア)。また、協議内容を「社会に開かれた教育課程」に反映できる人材など。
学校運営協議会において、学校運営の改善・強化のために行った協議内容事例	<p>学校の課題について、学校運営協議会では、「地域に目を向ける」「環境保全・奉仕活動」「郷土の歴史や文化・産業にふれる」「人とのふれあいを深める」「未来を見つめて」の視点で協議し、学校と地域が連携し、生活科・総合的な学習の時間を中核としたカリキュラム・マネジメントの充実を図っていくことにした。</p> 
地域学校協働活動推進員等が、学校や学校運営協議会と地域のつなぎ役として役割を果たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回、全教職員と活動内容の確認を行い、活動後の反省や児童の変容、ボランティアの感想等を話し合っている。 ・教職員との打合せを通してねらいを共通理解し、ボランティアに伝え、教育活動の質の向上を図っている。 ・学校運営協議会での学校経営構想、児童の実態、学校評価結果等を地域学校協働活動に反映させている。 ・活動後のボランティアの声を教職員に伝えたり、児童の声をボランティアに伝えたりしている。 ・学校運営協議会では、地域学校協働活動の様子及び成果と課題を各委員に伝えている。
地域学校協働活動	<p>生活科・総合的な学習の時間では、「植物への世話活動を通して児童の思いやりの心を育む」という願いを学校と地域が共有し、地域学校協働活動推進員とJA女性部が中心となり、教職員と連携し、農園活動をはじめとする様々な体験活動を実施している。</p> 

<p>「CSと地域学校協働活動の一体的推進」のための工夫等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回、地域学校協働活動推進員と全教職員が活動内容の確認や活動後の振り返りをしたり、児童の変容、地域ボランティアの感想等を話し合ったりする場を設けている。 ・地域学校協働活動推進員と教職員が活動のねらいを共通理解することで、教育活動の質の向上につながっている。また、活動中の役割分担を明確にすることで、教職員による児童の確かな見取りができる。PDCAサイクルを機能させ、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会委員として、学校経営構想に基づいて、児童の実態等を把握し、育てたい資質・能力を地域ボランティアに明確に伝えながら、地域学校協働活動を進めている。
<p>成果・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動を通して、ふるさと北秋田市への愛着と誇りをもつ児童が増えた。このことが、コロナ禍においても地域と関わる活動を継続したいという児童の意欲につながり、ふるさとPR動画作成という新たな活動につながる原動力となった。 ○学校運営協議会での提案が学校と多様な地域住民とのつながりを生み出し、生活科・総合的な学習の時間を中核とした「ふるさと教育・キャリア教育」が行われ、ふるさとを創る次世代の人材育成につながる教育活動を展開することができた。

【鷹巣小学校 体制図】



【事例2】 潟上市立羽城中学校

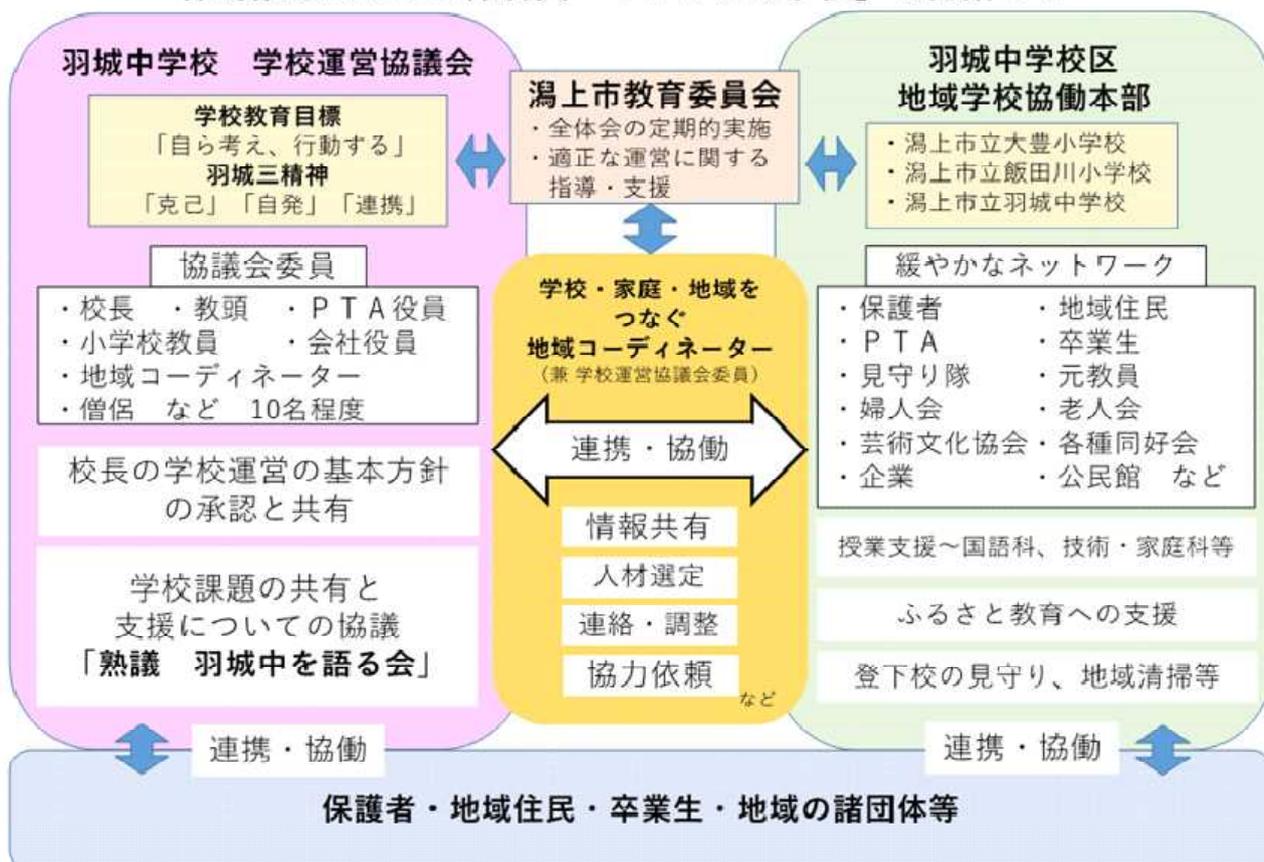
取組名	「オラほの学校」をめざして～地域に根ざした学校づくり～
学校運営協議会 設置年月日	羽城中学校運営協議会 平成30年(2018年)5月1日
地域学校協働本部	羽城中学校区地域学校協働本部
取組の背景	羽城中学校では、学校教育目標「自ら考え、行動する」の下、「地域とともにある学校づくりと郷土愛の醸成」を経営の重点の一つに掲げ、「地域とともに育つ学校」、そして「地域に誇りをもつ生徒の育成」を目指し、教育活動に取り組んでいる。学校運営協議会では、学校と地域との交流の在り方について協議することが多く、令和3年度の第1回学校運営協議会では、「コロナ禍で生徒の活動を見る機会が減っている」「生徒と地域住民との対話的な学びの機会がない」という課題が挙げられた。
目標や目指す姿	学校：地域に根ざし、地域と共に育つ学校づくり 地域：「オラほの学校」～地域の力を学校へ～
効果的な運営の工夫	学校運営協議会は、委員の互選により選任された会長が協議を進行し、学校経営や協議題に関する質問や意見を効果的に引き出している。協議題は、学校運営の改善に資するように学校評価の結果等を基に決定している。また、学校運営協議会の内容や地域学校協働活動については、学校報、学年通信等で保護者に随時周知している。 学校運営協議会委員には、学校報を始めとした文書の他に、メールによる情報提供を行い、学校の様子を伝えている。また、授業参観に加え、文化祭や体育祭などの学校行事にも参加していただき、多様な生徒の姿に触れることができるようにしている。
委員の立場や属性、委員数、学校運営協議会の開催数	委員は、地域コーディネーターや保護者代表、PTA活動に長く携わった地域住民、地域の企業経営者、地域おこし活動の推進者、元教員、僧侶などの10名で構成しており、学校運営協議会を年3回開催している。
人材の関わり	地域コーディネーター1名が、学校運営協議会委員を兼務

<p>学校運営協議会委員選出の視点</p>	<p>委員は、保護者代表、PTA活動に長年携わってきた地域住民、地域の企業経営者、地域おこし活動の推進者、僧侶等で構成されている。委員には、職歴や知見を生かして、本校の現状を多角的に分析・評価及び助言が可能な方、幅広い人脈を生かしたコーディネーターや効果的な支援を期待できる方を選定している。</p>
<p>学校運営協議会において、学校運営の改善・強化のために行った協議内容事例</p>	<p>学校課題について、学校運営協議会では、地域住民との対話や交流の機会が必要であると考え、生徒・教職員と地域の多様な立場の人々が参加し、「地域の魅力～今できること・未来の姿～」をテーマに、熟議「羽城中を語る会」を行った。</p> 
<p>地域学校協働活動推進員等が、学校や学校運営協議会と地域のつなぎ役として役割を果たしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員と授業のねらいや内容を共有した上で、その支援に適した地域人材に関する情報収集を行い、地域人材と学校担当者、地域人材同士をつなぐパイプ役として連絡・調整に当たっている。 ・学校運営協議会で話し合われた学校経営構想や生徒の実態等を地域学校協働活動に反映させたり、学校報をとおして地域へ情報を提供したりしている。 ・地域住民の学校教育や地域の子どもたちに対する関心を高めるために、学校やPTAが主催して行う事業への参加を広く呼び掛けている。 ・生徒の地域への関心を高めるために、学校内に「地域の掲示板」を設置している。
<p>地域学校協働活動</p>	<p>熟議「羽城中を語る会」で協議、提案された内容をもとに、学校運営協議会委員も兼務している地域コーディネーターが地域ボランティアや地域の諸団体に呼び掛け、学校やPTAと連携し、「ゴミゼロプロジェクト」の清掃活動を行った。</p> 

<p>「CSと地域学校協働活動の一体的推進」のための工夫等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議「羽城中を語る会」実施までの準備については、第2回学校運営協議会で協議するとともに、地域コーディネーターが中心となり、飯田川地区の有線放送を活用するなどして地域住民の参加を募った。また、熟議終了後には、その内容について学校報や研修会等で広く情報発信を行った。 ・本市では、小・中学校9校全てに地域コーディネーターが配置されている。中学校区ごとの地域コーディネーター同士による情報交換は日常的に行っており、中学校区内の地域人材の把握や活用につながる情報を共有している。そのため、学校や地域の要望に応じた「ゴミゼロプロジェクト」が可能になった。
<p>成果・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コーディネーターの働き掛けにより、「自分たちにできる活動で学校を応援しよう」という地域連携の輪が広がった。 ○生徒が当事者意識をもってボランティア活動に参加することにより、地域貢献したいという意欲の高まりが見られるようになった。 ○熟議を通して、学校や地域の課題や方向性を共有化することにより、学校と地域との連携・協働の意識が高まった。

【羽城中学校 体制図】

一体的推進のための体制図～「オラほの学校」を目指して～



○社会教育施設の環境整備

- ・積極的な情報発信、講座情報や講師情報の一元化とその有効な活用状況

オンライン化は、会議室や講堂等の物理的な場所を必要とせず、会場までの移動の必要がない。高齢者、障害者、交通アクセスの悪い地域の住民等、会場への移動が難しかった方でも参加しやすくなる利点がある。この点において、デジタルコンテンツやSNSの活用等による積極的な情報発信、講座情報や講師情報の一元化が重要であり、情報共有のためのサイトの開設・充実が必要である。

平成21年10月に開設した県生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」は、インターネットによる生涯学習情報の検索システムであり、本システムに入力することで、市町村の情報も更新できることが特徴である。過去3年間の登録データ数やアクセス数は、次のとおりである。

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
講座情報(件)	2,541	1,809	2,785
講師・指導者情報(件)	1,997	4,219	2,769
トップページアクセス数(件)	29,606	19,512	27,169

本システムの有効活用のための市町村職員等への研修を実施しながら、今後も、県生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」を、誰もがアクセスしやすく、使いやすいサイトへリニューアルすることが急務である。



【まなびサポート秋田 トップページ】

- ・社会教育施設におけるW i - F i等の整備による効果的な取組の事例

社会教育施設と利用者が、オンライン上で各種情報をやり取りできるようにするためには、各施設の特徴に合わせたデジタル化を進める必要がある。

県有の社会教育施設におけるW i - F i等の整備状況は次のとおりである。

施設名	令和3年度の整備状況	令和2年度まで
県立美術館	情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・2階ラウンジのW i - F i (H24)
近代美術館	研修室W i - F i整備、情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・事務室内のW i - F i (H30)
県立博物館	館内W i - F i整備、情報発信用PC、配信用ビデオカメラ、デジタルサイネージモニター・スタンド	・事務室内のW i - F i (H24)
農業科学館	館内・敷地内W i - F i整備、情報発信用PC、配信用ビデオカメラ、タブレットPC、タブレット充電保管庫、PC接続用機器	

施設名	令和3年度の整備状況	令和2年度まで
県立図書館	情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・ビジネスエリア席のWi-Fi(H24) ・全館のWi-Fi(H30)
生涯学習センター	情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・3階講堂と4階研修室のWi-Fi(H30)
青少年交流センター	情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・ロビー、全宿泊室のWi-Fi(H27)
自然体験活動センター	情報発信用PC、配信用ビデオカメラ	・事務室周辺のWi-Fi(H28)
埋蔵文化財センター	館内Wi-Fi整備、情報発信用PC、配信用ビデオカメラ、PC接続用機器	

※文学資料館と3つの少年自然の家では、Wi-Fi等の整備実績はない。

これまでの成果としては、会議等のオンライン開催や発掘調査報告会の動画配信、QRコードやNFC*タグによる展示解説コンテンツの提供、デジタルサイネージ*等を活用した情報提供や展示解説の実施等が挙げられる。今後は、利用者の利便性の向上や来館者に向けた非接触型の学習の拡充、機器を活用したWebサイト掲載用動画の撮影や編集による新たなデジタルコンテンツの提供に努めなければならない。

令和4年度には、デジタル環境整備のモデル実践として県立博物館におけるデジタル化推進事業を実施し、博物館内及びWebサイトの環境を整備した。この事業により、デジタル解説コンテンツ生成システムを活用した展示解説の充実等、来館者が非接触型で探求活動を深められたり、Webサイトのリニューアルによるアクセシビリティ*の向上やデジタルアーカイブ機能の追加、リモート機能を活用した学習機会の拡充が図られたりしている。本事業を皮切りに、各施設の特徴や魅力を最大限生かすことができるデジタル化に取り組み、これまで来館していない遠隔地の学校の児童生徒や興味・関心が低い県民等の新たな利用者の掘り起こしにつなげ、ポストコロナ期の利用者サービスの充実に努めていく必要がある。

< *の説明 >

【NFC】

かざすだけで周辺機器との無線通信を可能にする技術・規格。「Near field communication」の略称。

【デジタルサイネージ】

表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。

【アクセシビリティ】

Webサイト上における、情報やサービスへのアクセスのしやすさ。

5 各種関連施策・計画

本県の総合推進計画・基本計画の戦略や目標、基本方向等に、本テーマに関連する内容が示されている。

○～大変革の時代～新秋田元気創造プラン(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえ、時代の大転換期を迎える中、あらゆる可能性を探りながら、「県民誰もが豊かさを実感できる秋田」を目指し、最重要課題である人口減少問題をはじめ本県が抱える諸課題の克服に向けて取り組むために、令和4(2022)年度からの4年間の県政運営指針として、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」を策定した。

— 本テーマへの関連 —

項目

選択・集中プロジェクト

プロジェクト3 デジタル化の推進

(2) プロジェクトの方向性

②暮らしと産業のデジタル化

重点戦略

戦略4 未来創造・地域社会戦略

「社会減と自然減の抑制に向けた取組を加速するとともに、県民誰もが将来にわたって生き生きと暮らせる地域社会をつくります。」

目指す姿1 新たな人の流れの創出

施策の方向性② 人材誘致の推進と関係人口の拡大

戦略6 教育・人づくり戦略

「本県教育の基本である『ふるさと教育』を一層推進しながら、心豊かで郷土愛に満ち、高い志と公共の精神を持って未来を力強く切り拓く人づくりに取り組みます。」

目指す姿2 確かな学力の育成

施策の方向性⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

目指す姿4 豊かな心と健やかな体の育成

施策の方向性① 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進

施策の方向性② インクルーシブ教育システムの推進

目指す姿6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築

施策の方向性① 多様な学びの場づくり

施策の方向性② 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

○第3期あきたの教育振興に関する基本計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(平成30(2018)年度～令和3(2021)年度)を踏まえつつ、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌した「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定した。

—本テーマへの関連—

項目

基本方向4 豊かな人間性と健やかな体を育みます

(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

③障害者の生涯学習の推進

基本方向5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

(1) 質の高い学習の基盤となる教育環境の整備

⑤地域や家庭に開かれた学校(園)づくりの推進

⑧安全・安心で質の高い社会教育環境の充実

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む体制の構築

①地域社会全体で子どもたちの成長を支えていく体制の構築

③地域の多様な人材で構成される家庭教育支援の体制づくり

基本方向6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくり
ます

(1) 多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進

①多様な学習機会の提供と成果を生かす取組への支援

②生涯を通じた読書活動の推進

おわりに

新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックという予期せぬ事態に見舞われ、令和4年度で3年目となった。未だにウイルスは、私たちの生活や健康に影響を与えており、大きな修正や停滞を余儀なくされた取組も少なくなかった。今後、徐々にパンデミックの収束の形が見え始めてくるものと思われるが、これまでの歴史を振り返れば、ウイルスは人類と共存に近い関係を保っていくとの見方もあり、ウイルスが完全にはなくならない中での生活も想定し、パンデミック収束後の社会を見据えた取組を進めていくことが必要である。

今後の社会教育は、新たな「学び」のスタイルを確立することが大切である。新たな「学び」とは、仕事や生活に必要な知識や技能を身に付け、必要なときに更新していく「学び」や、答えが一つではなく解答が容易ではない課題に対して人々が主体性をもち、必要に応じて多様な主体と連携・協働し、共に学び合いながら、課題解決に取り組む意識を高めていく「学び」等である。社会が大きく変化する中で、社会教育には、それぞれの興味・関心やニーズに応じ、日々進化して「学び」のスタイルを確立していくことが求められているのではないだろうか。

また、「学び」のスタイルを確立し、「学びと活動の循環」として、「学び」の成果を実際の活動へ結び付け、その活動を踏まえて更に「学び」を深めていくことも大切である。そのため、各地域における「学びと活動の循環」を計画、コーディネートする方々の役割は極めて重要である。そうした方々が、地域課題を可視化し、地域住民の興味・関心を収集し、時には自ら活動を企画・実施して地域課題に取り組み、時には活動を考えている人のフォロワーとして寄り添い背中を押すことで、地域における「人づくり」「つながりづくり」、そしてその先に「地域づくり」が実現していくだろう。

先行き不透明な状況に対して、社会教育は何ができるかを検討し、様々な情報に接し、情報を咀嚼し、評価し行動へ移す、それを他者と共に行うという、自律的な人間を増やすことが、これまでの社会教育の基本的な役割であったはずである。関係者がそのことをもう一度自覚し直すこと、自分の周囲で何ができるかを考えることから始める必要がある。この領域では、ワクチンのような特效薬はないのだ。

秋田県教育委員会においては、積極的な本提言の実現、そして、その取組の核となる人材養成や人材育成を図ることで、本県の持続可能な地域づくりを推進していくことを切望する。

資 料

令和3年度・4年度秋田県社会教育委員名簿

令和3年度・4年度秋田県社会教育委員の会議の経過

令和3年度・4年度秋田県社会教育委員名簿

	氏名	役職名等	備考
1	阿部 聡	秋田県立秋田西高等学校 校長	
2	伊藤 鮎子	秋田大学教育文化学部3年生	
3	上野 節子	元 小坂町中央公民館 館長	
4	加藤 寿一	秋田県社会教育委員連絡協議会 会長	議長
5	川尻 茂樹	八峰町教育委員会 教育長	
6	木村 加奈子	絵本セラピスト	
7	佐々木 幸美	仙北市中央公民館 社会教育専門官	
8	島田 真紀子	おおだて de 子育て 代表	
9	高野 睦	由利本荘市立西目中学校 校長	
10	高橋 利寿	秋田県生涯学習奨励員協議会 副会長	
11	原 義彦	秋田大学大学院教育学研究科 教授	
12	眞壁 聡子	国際教養大学教職課程 教授	副議長
13	松田 利枝子	横手市学校支援地域コーディネーター	
14	三上 健太郎	視覚障害者アーティスト	

※ 役職名等は委嘱した日（令和3年7月16日）現在

令和3年度・4年度秋田県社会教育委員の会議の経過

期日 [会場]	協議等の内容
令和3年度 第1回 令和3年6月16日(水) [秋田地方総合庁舎]	○令和3年度秋田県の生涯学習・社会教育の重点施策について ○令和3年度・4年度提言について
第2回 令和3年8月25日(木) 【書面開催】	○辞令交付 ○委員紹介・事務局紹介 ○令和3年度秋田県の生涯学習・社会教育の重点施策について ○令和3年度・4年度提言書について (社会教育委員の会議 調査・研究テーマについて) ・各委員は、今期の社会教育委員の会議で研究・協議したいことについて「提案書」を事務局に提出 ・事務局は、各委員の意見を取りまとめ、結果を各委員に送付
第3回 令和4年3月9日(水) [秋田県庁(本庁舎)]	○第2回会議「提案書のとりまとめ」について ○令和3年度・4年度調査・研究テーマ(案)、協議の柱(案)について
令和4年度 第1回 令和4年6月23日(木) 【書面開催】	○提言文骨子案について ・事務局は、各委員に対し提言文骨子案を送付 ・各委員は、提言文骨子案に対する意見書を事務局に提出 ・事務局は、各委員に対し個別に聞き取り ・事務局は、意見書を取りまとめ、議事録として各委員に送付
第2回 令和4年11月2日(水) [秋田地方総合庁舎]	○提言文素案について
第3回 令和5年2月1日(水) 【書面開催】	○提言文(案)について ・事務局は、各委員に対し提言文(案)等を送付 ・各委員は、提言文(案)に対する意見書を事務局に提出 ・事務局は、各委員に対し個別に聞き取り ・事務局は、意見書を取りまとめ、議事録として各委員に送付

令和3年度・4年度

秋田県社会教育委員の会議による提言書

「時代の変化に対応する『人づくり』『つながりづくり』」

(令和4年3月)

編集・発行 秋田県教育庁生涯学習課

〒010-8580

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

TEL 018-860-5184 FAX 018-860-5816

e-mail:kyou-shougai@pref.akita.lg.jp